

第3次和寒町子ども読書活動推進計画

和 寒 町

目次

第1章 計画の策定にあたり

1. 計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 第2次計画の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 第3次和寒町子ども読書活動推進計画の基本方針

1. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3. 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
4. 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5. 計画の基本構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第3章 第3次和寒町子ども読書活動推進計画の方策

1. 家庭・地域における子ども読書活動の推進・・・・・・・・6
2. 保育所・こども館における子ども読書活動の推進・・・・9
3. 学校における子ども読書活動の推進・・・・・・・・11
4. 図書館における子ども読書活動の推進・・・・・・・・14

子どもの読書活動推進に関わる事業の紹介・・・・・・・・17

関係法令1 子ども読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・19

関係法令2 衆議院文部科学委員会における附帯決議・・・・21

第1章 計画の策定にあたり

1. 計画策定の意義

子どもにとって、読書とは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。子どもたちは、読書体験を積み重ねることによって、豊かな情緒、思いやりの心、そして思考する力を身に付けていくのです。

しかし、近年、テレビ、ゲーム、インターネット、スマートフォンなどの発達・普及により、子どもたちを取り巻く生活環境は大きく変化しています。本に取って代わるこうした様々な情報機器が子どもの生活時間の多くを占めるようになり、子どもたちの読書時間の確保が困難になっているのです。

このような状況において、子どもたちがたくさんの本に触れて読書の楽しみを知り、自主的な読書活動を継続していくためには、家庭や地域、学校、図書館など子どもを取り巻く地域社会が共通の認識を持った上で、子どもの読書を共に応援していく体制が必要です。

読書をとおした子どもたちの健全な育成を目的とする本計画が、次世代を担う子どもたちにとって充実した心豊かな人生を築いていくための指針となり、生涯における読書活動の礎となることを願います。

2. 計画策定の背景

(1) 国と道の動向

国では子どもの読書活動を社会全体で支援するために「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)が施行され、それに基づき平成30年には、第4次計画となる「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。また、道では、北海道の全ての子どもたちが自主的に読書活動を行うことが出来るよう環境整備することを目的に「北海道子どもの読書活動推進計画」が策定され、現在第4期目を迎え、道内における子どもの読書活動に関する施策を総合的に推進するための指針となっています。

(2) 町の動向

本町では、こうした国・道の計画の趣旨を踏まえ、平成23年に「第1次和寒町子ども読書活動推進計画」を、平成28年に「第2次和寒町子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に努めてまいりました。このたび、第2次計画が、令和2年で計画期間を終了することから、引き続き町の子どもの読書活動の推進を図るため、今後5年間の「第3次和寒町子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

3. 第2次計画の実施状況

(1) 第2次計画の主な取り組み

①家庭・地域	②保育所・こども館	③学校	④図書館
<ul style="list-style-type: none"> ●ブックスタート事業の推進 ●ボランティアおはなし会開催 ●家庭・地域への啓発活動 ●ボランティア活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●読み聞かせ活動の強化 ●図書提供の充実 ●保護者への情報提供 ●研修会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●蔵書の充実と整備 ●読書習慣定着事業の推進 ●図書館・図書室利用の推進 ●児童・生徒、保護者への意識啓発 ●委員会活動の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ●蔵書・資料提供の充実 ●各種事業の開催 ●関連機関との連携 ●読書活動の意識啓発 ●図書館利用の促進

(2) 現状と課題

①家庭・地域

ブックスタートについては、妊婦教室での啓発活動や赤ちゃんおはなし会など一連の関連事業が、ボランティア、保健師、保育士、司書との連携協力のもと、効果的に実施されています。

ボランティアでは、平成28年度より、おはなし会を季節のイベント会として開催しており、子どもたちには、おはなしを楽しむとともに季節行事を学ぶ機会にもなっています。活動費は、主にイベント開催の準備代や研修参加費として活用されています。地域の読書活動の担い手として図書館を中心に活躍しておりますが、近年新規メンバーの加入がなく、後継者の育成が課題となります。

②保育所・こども館

おはなし会や個々に対応した読み聞かせの実践、図書館の蔵書を活用した絵本の提供、図書館イベントへの参加など、子どもが絵本に親しむ環境づくりに努めています。

おたよりや懇談会による保護者への情報提供を継続し、子どもの読書に関する意識の啓発を強化していくことが大切です。

③学校

授業の一環として読書指導や読書学習を実施するほか、独自の読書週間を設定したり、朝読の継続に努めるなど、読書習慣の定着に力を入れています。また、図書館と連携をとりながら、配本事業の活用やブックトーク、読書感想文コンクールなどに携わり、児童・生徒の読書活動を支援しています。

今後も、児童・生徒の学習や成長過程に対応できる幅広い蔵書の充実に努め、読書環境を整備していくことが大切です。

④図書館

図書館では、多くの児童書を揃え、子どもの読書環境を整えるとともに、児童に向けたレファレンスやリクエストなど図書館サービスの周知を積極的に行っており、貸出サービスにおける児童書の利用率が上昇しています。イベントなど事業の開催にあたっては、関連機関団体との連携を図り、効果的な情報提供に努めています。今後も充実した蔵書と児童サービスの提供に努め、子ども読書活動の中心的役割を担う機関として関連機関の連携を維持し、図書館利用の拡大を図っていくことが大切です。また、活字離れ世代への対応の強化が望まれます。

第2章 第3次和寒町子ども読書活動推進計画の基本方針

1. 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に定める「市町村子ども読書活動推進計画」です。和寒町における子どもの読書推進のための取り組みを示します。また、「第6次和寒町総合計画」「第9次和寒町社会教育中期振興計画」など関連する計画との整合性を図り推進します。

2. 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とし必要に応じ計画の見直しを行います。

3. 計画の対象

0歳からおおむね18歳の子どもを対象とし、子どもの発達段階に応じた取り組みの推進に努めます。

4. 計画の基本理念

これまでの同計画における基本的な考え方を引きつぎ、基本理念を下記のとおり定めます。

基本理念

和寒町の子どもたちが、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進します。



5. 計画の基本構成

自由で豊かな読書活動をとおして子どもたちの健全な成長を育むために、**家庭・地域** **保育所・こども館** **学校** **図書館** の各関係機関団体がそれぞれに担うべき役割を自覚し、相互に連携・協力して、地域社会全体での子ども読書活動の支援に努めていくことが大切です。

その実現のため、共通認識として、次の3つを基本目標とし、各種の取り組みを推進します。

I 子どもが読書に親しむ機会の提供

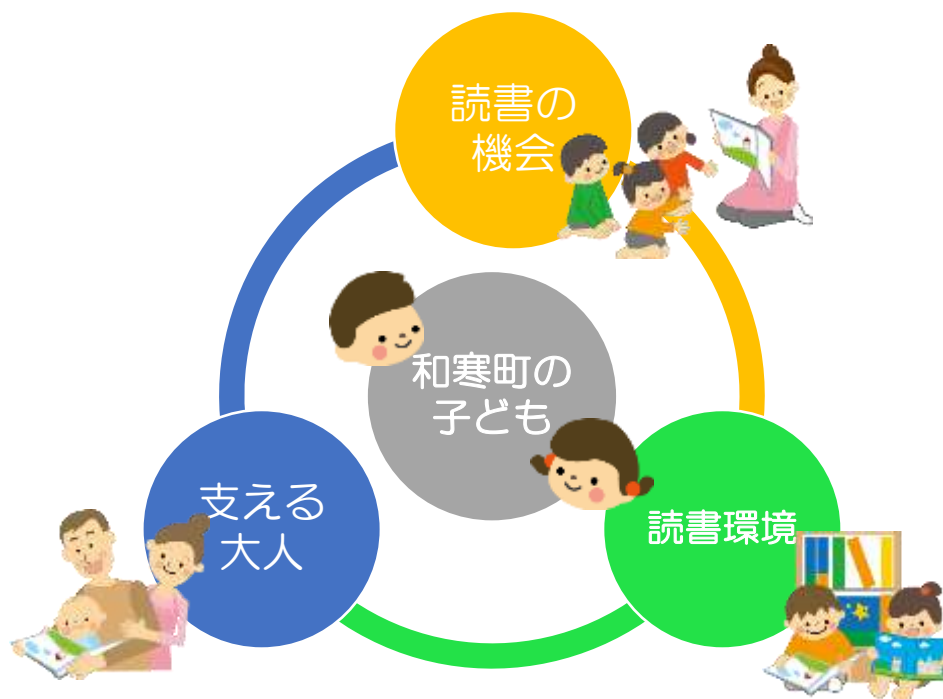
読み聞かせや読書の時間、読書に関するイベントなど、継続的な読書活動の場を作ることにより、読書が子どもの生活の一部となり、自然に本に親しむことが出来るよう、そのきっかけづくりと読書習慣の定着に努めます。

II 子どもの読書環境の整備・充実

子どもが、発達段階に応じて、たくさんの本に触れ、読書の喜びを知り、読書体験を深めることが出来るように、施設設備その他の諸条件の整備・充実に努めます。

III 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

子どもの読書意欲を向上させるための情報発信に努めます。また、子どもを取り巻く大人にも、成長期における読書活動の大切さを理解してもらい、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的機運を高めるために、子どもの読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努めます。



第3章 第3次和寒町子ども読書活動推進計画の方策

1. 家庭・地域における子ども読書活動の推進

(1) 読書活動における家庭・地域の役割

乳幼児にとって「読み聞かせ」は大人とのコミュニケーションであり、言葉を学び、豊かな情緒を培うなど、健やかに成長するうえで欠かせない重要な役割があります。

保護者をはじめとする子どもを取り巻く大人たちに、読書活動が子どもの成長にいかんにか大切であるかを理解してもらうことが、乳幼児期の読書活動推進の鍵となり、その後の読書活動へとつながります。そのために、家庭においては早くから子どもが本に親しむことができるように家庭で読書を楽しむ習慣をつくとともに、子どもたちの読書をとおした成長をささえていくためのサポート体制を地域に育むことが大切です。

(2) 活動推進のための方針

地域ボランティアをはじめとした関連機関団体が連携をとることで、ブックスタートや読み聞かせ活動の活性化を図ります。また読書が継続して、生活の中に根付いていくための読書環境づくりを推進します。

(3) 具体的な取り組み

I 子どもが読書に親しむ機会の提供

●ブックスタートの実施

地域のボランティア・保育士・保健師・司書が連携のもと、対象漏れを出すことなく、事業を実施し、乳児期からの読み聞かせ活動を奨励します。

ブックスタート実施状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1
実施人数 (組)	19	16	17	15	13
実施率	100%	100%	100%	100%	100%

●ボランティアおはなし会の実施

ブックスタートのアフタフォロー事業として、ボランティアグループによる乳幼児を対象とした赤ちゃんおはなし会や、幼児・児童向けの季節イベントの開催を継続します。

ボランティア・図書館おはなし会の参加人数

年度	H27	H28	H29	H30	R1
赤ちゃんおはなし会(年2回)	20名	18名	26名	18名	35名
夏祭り	67名	21名	44名	53名	45名
ハロウィンおはなし会	—	18名	35名	20名	34名
クリスマスおはなし会	48名	50名	29名	32名	66名
土ようおはなし会他	87名	170名	114名	156名	109名

●家族で読書に親しむ事業の奨励

「家読」など親子で楽しむ読書活動を家庭に紹介し、その取り組みを支援します。

Ⅱ 子どもの読書環境の整備・充実

●ボランティア活動の支援

活動資金援助やイベントの開催などを積極的に支援します。また、勉強会や研修会への情報提供を行うほか、人員の確保など読み聞かせの技術向上、ボランティアの育成強化に努めます。

●乳幼児絵本の充実

図書館幼児コーナーにおいて、赤ちゃんや幼児向き絵本、知育絵本、布絵本などを揃え、親子の時間を楽しめる空間を維持するよう努めます。

Ⅲ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

●保護者への情報提供

保健師との連携のもと、「妊婦教室」において、ブックスタートや乳児への読み聞かせ、赤ちゃん絵本についての情報を提供し、ブックスタート活動についての理解と関心の啓発に努めます。

また、子育て世代包括支援センターの活動をとおして、成長過程における子どもの読書活動の大切さについての理解の促進を図ります。

家庭・地域における読書活動 取り組み一覧

重点目標	取り組み	内容
Ⅰ子どもが読書に親しむ機会の提供	●ブックスタートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児健診会場にて開催 ・絵本を通じた親子コミュニケーションの推奨
	●ボランティアおはなし会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんおはなし会 ・ミニイベントおはなし会 ・夏まつり ・クリスマス会
	●家族で読書に親しむ事業の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・<small>うちどく</small>家読の推奨
Ⅱ子どもの読書環境の整備・充実	●ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・活動資金の援助 ・研修会など情報提供 ・活動の場の提供
	●乳幼児絵本の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館幼児コーナーの整備 ・保育所・こども館の蔵書整備
Ⅲ子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発	●保護者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん絵本やブックスタートについての講話 ・子育て世代包括支援センターでの情報提供

2. 保育所・こども館における子ども読書活動の推進

(1) 読書活動における保育所・こども館の役割

保育所での読み聞かせは、言葉や表現力、想像力の向上はもとより、友だちとおはなしを共有する喜びを体験することで、豊かな社会性を育みます。

また、こども館では、学校や家庭以外での子どもの活動の一つとして読書を推進し、読書をとおした子どもたちの放課後活動の充実を支援します。

(2) 活動推進のための方針

保育士をはじめとしたスタッフが日常の読み聞かせをとおして、子どもと本をつなげる機会を多く作ります。また、保護者への情報提供など子どもの読書活動への意識の啓発を積極的に行い、子どもが本に親しむための環境づくりに努めます。

(3) 具体的な取り組み

I 子どもが読書に親しむ機会の提供

●読み聞かせの実施

保育所では、朝と帰りのホームルームやお昼寝時間のほか、個々の子どもに対応した読み聞かせの実施に努めます。

こども館では、子育てサロンやお誕生日会などで積極的に読み聞かせを取り入れ、乳幼児や放課後児童の読書活動を奨励します。

II 子どもの読書環境の整備・充実

●図書提供の充実

保育所、こども館の蔵書の充実をはかります。また、月1回の図書館配本事業を活用し、充実した冊数と新鮮な図書の提供に努めます。

保育所・こども館の蔵書冊数（令和2年9月現在）

	保育所	こども館
児童書	0	258
絵本	743	313
紙芝居	213	41

Ⅲ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

●保護者への情報提供

おたよりや懇親会などをとおして、良書の紹介や町の読書活動事業の案内など情報の提供に努めます。

●子どもの読書活動に関する知識・技術の向上

読み聞かせなど、子どもの読書活動に関する研修、勉強会に積極的に参加し、知識や技術向上に努めます。

保育所・こども館における読書活動 取り組み一覧

重点目標	取り組み	内容
I 子どもが読書に親しむ機会の提供	●読み聞かせの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームルームやお昼寝時間を利用した読み聞かせ ・子育てサロン、お誕生日会での読み聞かせなど
II 子どもの読書環境の整備・充実	●図書提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、こども館の蔵書の充実 ・図書館配本事業の活用
Ⅲ子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発	●保護者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・おたよりの配布 ・懇親会での情報提供
	●子どもの読書活動に関する知識・技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する研修会への参加 ・職員同士の勉強会の開催

3. 学校における子ども読書活動の推進

(1) 読書活動における学校の役割

学校における読書活動は、従来から国語などの各教科での学習活動をとおして行われており、子どもの読書習慣づくりや確かな学力の基礎を形成する上で大きな役割を担っています。子どもたちの学習意欲や読書への興味を喚起し、それぞれの成長過程に対応した適切な読書指導が図られます。

子どもたちが、趣味や興味を深めたり、知識習得や疑問解決の手立てとして読書を会得することができるように、読書環境の整備を実施することが大切です。

(2) 活動推進のための方針

授業をとおした読書指導に加え、主体的な読書活動や学習活動をサポートするために、図書館との協働、地域や保護者との連携を持って読書環境の整備や読書活動の支援に努めます。また、委員会活動をとおして、学校図書室の活性化を図ります。

(3) 具体的な取り組み

I 子どもが読書に親しむ機会の提供

●読書習慣の定着

「朝読」「読書週間の設定」をとおして、読書の習慣化を図ります。また、蔵書の各家庭への積極的な貸出に努めます。

●学校図書室、図書館利用の奨励

調べ学習などにおける図書館や図書室の資料の活用を積極的に推奨し、図書館や図書室の有効な利用の仕方を指導します。

●委員会活動の活性化

児童・生徒による本の紹介や図書室の整理などをとおして子どもたちの自主的な読書活動を促します。

●図書館との連携

ブックラリーの奨励、ブックトークの実施、図書館感想文コンクールでの協働など図書館事業との連携に努めます。また、YA（ヤングアダルト）世代に向けては図書館配本を利用し、多くのYA文学を受け入れ、活用を図ります。

図書館共催事業実施状況

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
読書感想文 コンクール	206名	208名	198名	198名	197名	199名
ブックトーク	24回	18回	6回	18回	18回	18回
配本	9回	9回	9回	9回	9回	9回

Ⅱ 子どもの読書環境の整備・充実

●本に親しむ環境づくり

学級文庫や空き教室活用による絵本室の設置など、子どもと本の出会いを育むための機会や場所を作ります。

●図書室の蔵書の充実・整備

主体的な読書活動や学習活動をサポートできるように、子どもの発達段階に対応した蔵書を構築し、ボランティアの協力のもと、整備に努めます。また、図書館の配本事業を活用して、充実した幅広い資料の提供を図ります。

和寒町立小中学校の蔵書数と学校図書館図書標準

		H27	H28	H29	H30	R1
和寒 小学校	学級数	9	9	9	10	10
	蔵書数	6,927	6,888	6,418	6,768	7,138
	標準達成率	106%	106%	98%	97%	102%
和寒 中学校	学級数	5	4	4	4	5
	蔵書数	7,474	7,759	8,091	8,391	8,474
	標準達成率	111%	128%	133%	138%	126%

※学校図書館図書標準…平成5（1993）年に定められた公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書冊数の標準。学級数により蔵書冊数が決められている。

Ⅲ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

●保護者への情報提供

図書室だよりの発行をとおして、良書の紹介や学校・図書館など地域社会における子どもの読書活動の情報を家庭に伝えます。

学校における読書活動 取り組み一覧

重点目標	取り組み	内容
I 子どもが読書に親しむ機会の提供	●読書習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・朝読書の実施 ・読書週間の設定
	●学校図書室、図書館利用の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・調べ学習などでの利用
	●委員会活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書室の整理 ・図書室だよりの発行
	●図書館との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックトーク実施 ・配本事業の活用 ・読書感想文コンクール
II 子どもの読書環境の整備・充実	●本に親しむ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・学級文庫や絵本室の設置
	●図書室の蔵書の充実・整備	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長や学習過程に対応した蔵書の構築 ・ボランティアとの協働 ・図書館配本事業の活用
III 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発	●保護者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の読書活動についての案内、良書の紹介

4. 図書館における子ども読書活動の推進

(1) 読書活動における図書館の役割

子どもたちが豊富な蔵書の中から自由に読書を楽しんだり、様々な情報や知識を得るために、図書館では、多くの児童用図書を備え、また、子どもたちの興味関心を助長する事業を開催し、本に親しむ機会を提供していくように努めています。

図書館は、司書による専門的な支援をとおして子ども読書活動推進の中心を担う役割にあり、子どもたちの読書意欲・学習意欲の向上を支え促す施設として、その機能の強化を目指すことが必要です。

(2) 活動推進のための方針

魅力ある蔵書の構築やレファレンスなど各種図書館サービスによる資料提供や関連機関団体と連携した読書事業の開催をとおして、子どもたちの図書館利用促進を図ります。また、読書活動に関する情報発信の強化に努めます。

(3) 具体的な取り組み

I 子どもが読書に親しむ機会の提供

●各種事業の開催

家読やブックラリー、図書館福袋、図書館ツアーなど、楽しみながら読書に親しむ事業の開催に努めます。またブックスタート、ブックトークなどの実施にあたり、関連機関団体との連携の強化を図ります。

図書館利用を奨励する各種事業の参加人数

	H27	H28	H29	H30	R1
ブックラリー	31名	22名	36名	42名	39名
映画会（夏・冬開催）	53名	39名	30名	48名	71名
図書館ツアー	10名	13名	4名	13名	9名
アート体験教室・工作会	26名	22名	57名	46名	45名
人形劇（年2回）	189名	123名	132名	115名	105名

●学校図書室との連携

配本やブックトークをはじめとした学校訪問活動や図書室の運営相談などをとおして読書活動を支援します。また、児童生徒へのサービスの拡大を図り、電算化システムの連携や共用の研究に努めます。

●レファレンス力の強化

研修会などへの参加をとおして、子どもの読書相談に応じ、適切な情報の収集と提供を行うことができる司書の育成と人材確保に努めます。

●図書館資料利用の促進

子どもの興味関心を喚起するような魅力ある書籍コーナーの設置などで読書意欲を促します。ヤングアダルトコーナーの更新など特に活字離れ世代に向けた取り組みの強化を図ります。また、年齢や用途に応じた利用しやすい配架の工夫に努めます。

Ⅱ 子どもの読書環境の整備・充実

●充実した資料の提供

調べ学習に対応できるように幅広い分野にわたった蔵書の構築と気軽に足を運び読書を楽しむことができるような魅力ある資料の収集に努めます。また、道立図書館をはじめとする他市町村図書館との連携を活かして、幅広い資料提供に努めます。

●バリアフリーコーナーの充実

LLブック、点字絵本、朗読CD等を集めたバリアフリーコーナーを設置し、様々な読書の形を支援します。

Ⅲ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

●読書活動に関する事業開催や情報提供

「読書週間」や「子ども読書の日」の記念事業の開催など、子どもの読書活動に関する啓発事業や広報に努め、学校や保育所と連携しながら、保護者に向けて様々な図書館情報を発信するよう努めます。

また、ホームページや広報誌をとおして、蔵書やイベント開催情報などを積極的に提供し、利用の促進を図ります。

図書館における読書活動 取り組み一覧

重点目標	取り組み	内容
I 子どもが読書に親しむ機会の提供	●各種事業の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校との連携事業 ・公民館共催事業 ・ブックラリー ・図書館ツアー ・劇団公演 ・こども映画会 ・図書館福袋 ・おはなし工作教室 ・アート体験教室
	●学校図書室との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学校への配本 ・学校図書室運営相談 ・電算化システムの連携、共有における研究
	●レファレンス力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・道内、管内研修会への参加
	●図書館資料利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・特設コーナーの設置 ・利用しやすい配架の工夫
II 子どもの読書環の整備・充実	●充実した資料の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い蔵書の収集 ・他図書館との相互貸借の活用
	●バリアフリーコーナーの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・LLブック、点字絵本、朗読CD等の設置
III 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発	●読書活動に関する事業開催や情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや図書館だよりなどとおした情報提供 ・読書に関する啓発事業の開催

◆ ブックスタート

乳幼児健診に合わせて、和寒町では5ヶ月以上の乳児と保護者を対象に、絵本3冊とトートバック、赤ちゃん絵本のリストなどをまとめたブックスタートパックを手渡しし、乳児への読み聞かせを奨励しています。



ブックスタートパックの例

◆ 妊婦教室（すくすくたまご教室）

保健センター主催による、出産を控えた妊婦を対象にした教室です。和寒町では、その中で図書館司書による赤ちゃん絵本の紹介や、乳児に向けた読み聞かせに関する講話の時間を設けています。

◆ 配本

各施設の利用者に合わせた本を、図書館職員が選び、毎月配達しています。保育所・こども館・小学校・中学校などの町内7カ所の施設を対象としています。

◆ 朝読

読書習慣の定着のため、朝授業が始まる前の10分間、好きな本を読みます。読む本は、各自が持参したり、学校から借りた本や、図書館からの配本を利用しています。

◆ ブックトーク

特定のテーマに沿って、何冊かの本を順序立てて紹介します。和寒町では、図書館司書が小学校へ赴き、15分間の休み時間を利用して、各学年ごとに本を紹介しています。

◆ 読書感想文コンクール

和寒町立図書館の開館以来、毎年開催しているコンクールで、小中学生が対象となります。審査は各学校の教員と図書館職員で行っています。

◆ 家読（うちどく）

家族で読書の習慣を共有する運動です。家族で同じ本を読み、読んだ本についての感想を話すなど、家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深めることを目的としています。

◆ ブックラリー

図書館で借りた本の感想を書くと、シールが1枚もらえ、12枚集めると、文房具などの景品がもらえます。読書への動機づけを目的としています。小学生対象。



◆ 図書館ツアー

図書館での本の探し方や、本を使った調べ方など、クイズをとおして楽しみながら学びます。小学校3年生～6年生対象。

◆ 図書館福袋

図書館職員が様々なテーマで選んだ本を3冊セットで、紙袋に入れて貸出します。わかるのは、テーマと対象年齢のみで、中身は借りてからの楽しみとなっています。幼児～小学生対象。



子ども読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書室、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書室、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第3次和寒町子ども読書活動推進計画

令和 3 年 4 月発行

発行 和 寒 町 立 図 書 館

〒098-0132 上川郡和寒町字西町125 番地

TEL 0165-32-4646

FAX 0165-32-3394